

青森市電子契約実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が行う電子契約について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)により締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約書 契約内容を記載した電磁的記録に、電子署名を講じたものをいう。
- (4) 電子契約サービス 市及び契約の相手方(以下「契約者」という。)の指示を受けて事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型契約サービスをいう。
- (5) 契約担当者 職員のうち、契約者に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続に関する事務を行う者をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 本市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより、書面によるとされている契約
- (2) 契約者の希望により、書面により行う契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約サービス運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、総務部契約課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスについて、利用可能な状態を維持すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保すること。
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用かつ適正な管理に努めること。
- (4) その他電子契約サービスの運用及び管理に関すること。

(承認者の設置)

第5条 課等(課、競輪事業所、あおもり親子はぐくみプラザ、東京事務所、農業振興センター及び水産振興センターをいう。以下同じ。)に承認者(契約書が決裁を得た

ものと相違ないことを確認し電子署名を講ずる者をいう。以下同じ。)を置き、課等の長をもってこれに充てる。

2 承認者が不在のときは、青森市事務の専決等に関する規程(平成17年青森市規程第3号)第4条第5項の規定を準用する。

(アカウント及びパスワードの取扱)

第6条 アカウント(電子契約サービスに接続するための権利をいう。)は、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

2 パスワード(電子契約サービスに接続するためには必要となる暗証番号をいう。以下同じ。)の管理、設定及び変更は、各所属で行い、パスワードを所属職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(契約者への意思確認)

第7条 契約担当者は、契約者に対し、電子契約の締結についての意向を確認しなければならない。

2 契約者が電子契約の締結を希望する場合は、電子契約利用承諾書に必要事項を記載の上、本市に提出しなければならない。

(契約書等のアップロード)

第8条 契約担当者は、電子契約を締結する場合は、PDF形式による電子契約書及び関係書類一式(以下「契約書等」という。)を、電子契約サービスにより提供されるクラウド上にアップロードするものとする。

(契約書等の送信先等及びアクセスコードの設定)

第9条 契約担当者は、契約書等の送信先を次の各号の順に設定するものとする。

(1) 契約者の担当者(契約者が設定した場合に限る。)

(2) 契約者の承認者

(3) 本市の承認者

2 総務部契約課又は浪岡振興部総務課(以下「契約担当課」という。)が課等からの依頼を受け、電子契約を締結する場合にあっては、契約担当課の契約担当者は前各号に掲げる者のほか、当該課等を電子契約書の共有先として設定するものとする。
(電子契約書の保存)

第10条 電子契約書は、電子契約サービスにより提供されるクラウド上に保存するものとする。

第11条 契約内容の修正(誤字又は語句の修正、条文の削除等)が生じた場合は、新たな契約書一式及び修正・削除内容等を記載した契約書一式を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続を行うこととする。なお、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(変更契約)

第12条 締結した契約に変更の必要が生じた場合は、変更前の契約が書面による契

約、電子契約の別にかかわらず、変更契約について電子契約によることができる。この場合において、変更前の契約が電子契約の場合にあっては、当該変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から実施する。